意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局 放送政策課 御中

 $\mp 520 - 0818$

滋賀県大津市西の庄 19-10 株式会社 ユブエム滋賀 代表取締役 社長 櫻井 顕一

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等のあり方に関する懇談会報告書」 (案) に関し、別紙の通り意見を提出します。

			<u> </u>
項	行	意見の対象となる該当箇所	意見
14		表内	記載の通りの「地域振興」「地域情報の確保」な
		地方ブロック向けデジタルラジオ放送	ど、既存ラジオのノウハウを活用すべきと考える。
		●「地域振興」「地域情報の確保」	
		●「地域文化・地域社会への貢献」	FMラジオにおいては、FMケータイやFM多重
		●「既存ラジオのノウハウの活用」	放送において、取り組んできたデータ放送や放送
		●「通信・放送融合型サービスの実現」	通信融合のサービスの実績もあり、そういったノ
			ウハウを新しいマルチメディア放送の多彩なサー
			ビスに活用できる制度整備を望む。
23	33~	(2) 「地方ブロック向け放送」の扱い	「地方ブロック向け放送」の区分けについては放
24	13	これまでみたとおり(第2章)、「地方ブロック向け放送」については、	送実現可能な効率的な区分けと、事業採算性も加
		「地方ブロック」を誰がどのように区分けをするか(例えば、どの位の	味した区分けが望まれる。そのために、①の全国
		数の県を1のブロックとするか)が今後の検討に委ねられている。	一つもしくは、全国連携可能な事業者による申請
		この点、「地方ブロック向け放送」について、	が認められることを望む。
		① 1の者がすべての地方ブロックで「地方ブロック向け放送」を行う	
		こと、又は、すべてのブロックの申請者が連携して申請することを前提	
		とする場合	
		② 地方ブロックの区分けやその地方ブロック用のチャンネル(予備用	
		のチャンネルを含む。)の利用条件を国があらかじめ定め、地方ブロッ	
		クごとに放送事業者が申請する場合	
		等を想定すれば、国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用を個別に	
		調整することは必要ではなく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向	

		け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。 このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、 こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当であ る。	
30	25~	エ NHKのノウハウ等の活用	現在のNHKの役割に関する議論を踏まえると、
31	1	マルチメディア放送は、これから市場を立ち上げる新たな放送であり、技術的にも新規性が強いものである。このため、その普及・発展を図るためには、魅力あるコンテンツの確保や置局を含む技術的な対応が重要となる。こうした点で、NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。 具体的には、地域情報の伝達手段としての役割も担う「地方ブロック向け放送」について、コンテンツ流通促進、災害情報の確保、技術面の観点からNHKが関わることや、「全国向け放送」について、例えば、外国人向け放送の良質なコンテンツの供給源としての役割を果たすこと等が考えられる。 ただし、こうした枠組みを超え、NHKが、例えば放送事業者としてより主体的な取組を行うことについては、NHKの放送メディア全体に対する役割や受信料との関係等を踏まえつつ、その必要性について十分に検討を行うことが必要である。	NHKの放送事業者としての参入については、民業圧迫の懸念から、参入すべきではないと考る。

34	9~1	イ サイマル放送の扱い	現行のアナログ音声放送については、地域に根ざ
		こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民	した人気コンテンツも多く、こういったものが、
		のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設	マルチメディア放送における、データサービスや
		ける必要はないと考えられる。	ダウンロードなどの工夫により、国民の利益拡大
		ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新	につながるものと考える。
		規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際	この点も比較審査の際に評価されるべきである考
		に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等	える。
		も考えられる。	